

宅建システムの概要

1 目的

宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者（宅建業者）の免許の申請や宅地建物取引士の登録の申請等の各種申請内容に対する国や都道府県の審査事務の厳正化及び迅速化を図ることにより宅建業行政の的確かつ効率的な執行に寄与すること。

2 主な効果

- (1) 免許申請や登録申請に係る欠格要件に該当するか否か、宅地建物取引士の名義を借りた不正な免許申請であるか否か、専任宅地建物取引士の宅地建物取引士証が有効期限切れであるかのチェックによる事務処理の厳正化・迅速化
- (2) 宅建業者・宅地建物取引士から提出された各種申請等に係る事務処理の効率化
- (3) データベースに蓄積された宅建業者等に係る統計資料の作成及び分析の迅速化

3 運営体制

現行宅建システムは、宅建センターのサーバーに全国の宅建業者・宅地建物取引士に係るデータベースを構築し、その内容は、国土交通省及び都道府県から専用回線を通じて日々送信されるデータにより更新される。

国土交通省及び都道府県の担当者は、自己の宅建端末から必要に応じて、宅建センターのデータベースを検索し、宅地建物取引士の専任性等に係る迅速かつ的確なチェック等、業務を適正かつ効率的に処理することができる。

4 平成26年度処理件数

所管	区分	平成26年度		平成25年度	
		件数	割合	件数	割合
国土交通省	大臣免許	7,743件	2.7%	7,804件	2.5%
都道府県	知事免許	60,089件	21.3%	82,541件	27.0%
	主任者登録	214,650件	76.0%	215,817件	70.5%
	【計】	282,482件	—	306,162件	—

■データベースの状況（平成27.3.31現在＝27.4.21集計作業）

所管	区分	平成26年度		平成25年度	
		業者数等	割合	業者数等	割合
国土交通省	大臣免許業者	2,271業者	1.9%	2,199業者	1.8%
都道府県	知事免許業者	120,414業者	98.1%	119,901業者	98.2%
	主任者登録者	961,042人	—	940,281人	—
	主任者証交付	480,810人	50.0%	482,969人	51.3%
	主任者就業者	293,700人	30.6%	289,720人	30.8%

※①：表の主任者の名称使用について：宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成26年法律第81号）の施行により、平成27年4月1日から「宅地建物取引主任者」は「宅地建物取引士」に改称されたが、4に掲げる処理件数は、平成27年3月31日時点のデータを基礎

としてまとめたものであることから、主任者の名称を使用した。

- ②：業者数等は、集計日の相違（行政機関の遡及処理）により変わる場合がある。
- ③：主任者証交付及び主任者就業者数の割合は、主任者登録者数に対するものである。